**登録電気工事業者の登録証の返納に関する手続き**

|  |
| --- |
| 登録電気工事業者は、その登録が効力を失ったときは、登録証を返納しなければならない。 |

○返納の期間　登録が失効した日から３０日以内

○提出及び連絡先

 〒０８５－８５８８ 釧路市浦見２丁目２番５４号

 北海道 釧路総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 主査（指導保安）

 ＴＥＬ：０１５４－４３－９１８３（直通）

 ＦＡＸ：０１５４－４１－０９６７

○返納しなければならない登録証

電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第１３条に規定される第３条の登録の効力が失われる場合

1. 道外にも営業所を有することとなり、新たに経済産業大臣の登録を受けた場合の、従前の北海道知事登録の登録証
2. 道内の営業所を廃止し、他の都府県に営業所を有することとなり、他の都府県知事、産業保安監督部長又は経済産業大臣の登録を受けた場合の、従前の北海道知事登録の登録証
3. 経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事の登録を受けた電気工事業者の地位を承継したことによって､失効した従前の登録に係る登録証
4. 法第１１条の規定により電気工事業を廃止した登録電気工事業者の登録証
5. 法第２８条の規定により電気工事業者の登録の取消しを受けた登録電気工事業者の登録証
6. 法第３４条第６項の規定により建設業者となった登録電気工事業者の登録証